

令和2年11月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年11月10日 火曜日 午後3時02分から午後3時55分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (30人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋
	4番	山下 一郎	11番	岡田 龍男
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭
推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章
	7番	荒松 将志	15番	小原 進
	8番	金本 常由		

4 遅刻委員 (1名) (農委1番 前田 繁昌)

5 議事録署名委員の決定 (7番 小谷 恵、8番 矢田 考志)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) 電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書について

(3) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(4) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	齋木貴敬
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、議長のご挨拶で始めさせていただきたいと思います。

議長 今日は、ご苦労さんでございます。

コロナも何かまた第3波というようなことで、非常にもう済むかなあと思つとつたら、また復活したりということで、鳥取県でもね、ちょっと増えたり減つたりということで、気を付けながら対応していかないけんなというようなことでございます。ですので、前も協議したわけですが、研修はなかなか出来ないと。受け入れてくれるところがないというのが現実でございまして、大山のほうにも何か今年はですね、もう初冠雪が降って、それから今年はですね、何か10年来の大雪になるとかっていう本当か嘘かっていう話が出ておるというところがありまして、それなりのやっぱり雪が降ってですね、昨年みたいに全く雪が降らないというのは、やっぱり作物の問題から言いますと、今年度も十分にそれなりに降ってですね、天候も温暖化によってですね、非常に作物の流れやいろんな弊害も出ております。そういうことにおいてですね、いろいろと今年もいろんな審議しておるわけすけども、皆さん、いろいろな意見がたくさん出ましてですね、それなりに対応していく農業委員会でございます。

西部の総会がこの前ございまして、出掛けて行って話をするわけすけども、その草刈りのほうの関係ですが、やっぱりネギでの若者の就農ということで、それに力を入れておるということですけど、広大な土地がアワダチソウでっていうのは仕方がないかなあと思う。また、畑をきれいにすると、砂が飛んでしまってですね、非常に今度は隣地のほうで問題になるようなことになりますし、そういうことを思えば、大山町については非常に皆さんの協力におきまして、農地が十分に保たれているというように感じております。

今後とも皆さんの協力をもって、それなりの対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事録署名人は、7番委員さんと、8番委員さん、お願ひいたします。

今日は全員出席ということでございまして、農業委員さんの1人がちょっと時間が遅れるということになっておりますが、すぐ到着されるということになっておりますので、この会が開かれることを宣言いたします。

議長 それでは、会務報告を事務局、お願ひいたします。

(農委1番委員、15時06分着席)

事務局 【会務報告】

- (10月 9日) ・定例農業委員会について。
- (10月12日～16日) ・非農地現地確認について。
- (10月15日) ・名和地区農業相談日について。
- (10月19日) ・三役会について。

- (10月21日) ・大山町人・農地チーム会議について。
(10月22日) ・大山町農業再生協議会について。
(10月28日) ・R1遊休農地(機構分)現地確認について。
・西部地区農業委員会会长協議会臨時総会及び研修会について。
-

議長

それでは日程に従いまして、議事進行に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

32番、〇〇、田、568m²。譲渡人、□□さん、譲受人、◇◇さん。反当※万円の売買です。33番、〇〇〇、田、2筆、合計2,733m²。譲渡人、□□さん、譲受人、◇◇さん。それぞれ反当※万円の売買です。34番、〇〇、畑、1筆、1,882m²。譲渡人、□□さん、譲受人、◇◇さん。こちら贈与です。35番、〇〇、畑、1,901m²。譲渡人、□□さん、譲受人、◇◇さん。34番と35番ですが、隣り合った農地となっております。実態として、今お互いに農地を使われているんですが、名義のほうが実態と逆になっておりまして、互いに了承の上、名義を実態に合わせるための実質交換ということで今回申請のほうが出てきております。1枚はぐっていただきまして、36番、〇〇、〇〇、田、2筆、合計3,617m²。譲渡人、□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇さん。こちらは親子間の贈与となっております。全て農地法3条の要件を満たしております。事務局からの説明は以上になります。

議長

それでは、現地確認を農委10番委員さんのほうからよろしくお願いいいたします。

農委10番委員

10番です。今日午前中、現地確認に行ってまいりました。番号32番ですけども、草刈りがしてあり、農地として保全してありましたので報告いたします。

それから番号33、〇〇〇の田んぼ2枚、稲刈り後、耕耘、草刈り等してあり、良好な管理がしてありました。それから番号36、〇〇、〇〇、田んぼ2枚ですけども、これも稲刈り後、耕耘、草刈りがしてあり、良好な管理がしてありましたので報告いたします。以上です。

議長

続きまして、現地確認の推委6番さん、よろしくお願いいいたします。

推委6番委員

6番です。午前中、現地確認を行いました。

34番35番、先ほど事務局のほうから説明がありましたけど、土地の番地っていうか隣り合わせで耕作がお互いにしてあります、芝畠と果樹園ということを確認いたしました。所有権移転ですが、土地交換ということになると思います。ご審議のほうよろしくお願いします。

議長

現地確認のご説明がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条の規定により審議を求める。

番号14番、〇〇、畠1筆、面積は814m²のうち413.84m²。譲渡人は〇〇町、■■さん。譲受人は〇〇県、◆◆さん。こちらは先回、農業委員会のほうへ上程させていただきまして否決された案件となっておりまして、見直しされて再度申請されたものになります。目的は一般住宅として、次のページから、位置図、地籍測量図等を付けておりますが、変更点として、立面図の次に平面図を載せております。その中に、土地の利用の計画図が載っているんですけども、まずスケートボード場はなくなっております。駐車場につきましては、角っこにずらされたというか、位置を見直されまして、実際今、法面があるとこなんんですけども法面を崩されて駐車場を多くスペースをつくられております。あとはスケートボードのジャンプするようなミニランプって書いてあるものと、あと物置と家庭菜園については先回、上程させていただいた計画の中にもあるもので若干位置はずれておりますけれども、そういった形で計画の変更が来ております。最後のページのところには排水系統図ということで、水の流れを示したものが載っておりますし、雨水の浸透枡が3か所、前回2か所しかなかったんですけど3か所にされて、その3か所でもって排水を行うというふうに伺っております。農地の区分につきましては、前回と変わりませんので、第3種農地ということあります。説明は以上です。

議長 それでは現時確認を、推委12番委員さん、よろしくお願ひいたします。

推委12番委員 12番です。現地確認の結果報告をさせていただきます。

前回審議のときと変わりなく、畠地としてきれいに管理されておりました。審議及び採決をお願いいたします。

議長 現地確認のご説明がございましたが、何かこれについてご質問ございませんでしょうか。

(推委13番委員挙手)

はい。

推委13番委員 推進委員の13番です。前回から今回は約半分になっていると思うんですけども、それについて何か話合いがされたっていう事をさっき言われたんですけど、その内容についてちょっと教えてもらえませんでしょうか。

議長 事務局のほう、ご説明お願いいたします。

事務局 はい。失礼します。今日の会務報告のほうでありましたけども、10月19日、3役会、それから会長、職務代理、農政部長、農地部長、それから地元の推委1

2番委員さんと、先方はですね、申請者の代理人の方と、今の農地の所有者の方、2人の相談を受けております。前回の定例会の議論の中で、1番の論点になりました500m²目安になりますということで、それを大幅に上回っているということで否決、面積が過大だということで否決されたということでございまして、どうしたらいいかということで相談を受けたところであります。いろいろやりとりはありましたけれども、簡単に言いますと、面積を必要最小限で行うこと。それから、先ほどちょっと説明があれでしたけども、西側のほうに擁壁を設けると。以前の計画では、法面そのままでしたけども、今回出てきた計画では、ブロックを6段に積んで鉄筋を入れるということで擁壁をされるということでありました。それから雨水処理について説明ありましたけども、通常の雨水をちゃんと浸透できるような容量にしてくださいということですとか、スケートボード場25メートルありましたけども、これについては認められないということで話をしたところでございます。他の委員さんから補足等ありましたらお願ひします。

議長 これについて、何かご質問ございましたでしょうか。
結構ですかいな。

推委1 3番委員 結構です。皆がやっぱり共有するっていうか、これは何でいけんか、これはオッケーだっていうのは、共有出来たらいいなと思っただけの話なんで。オッケーです。

議長 これについて先回も審議したんですけど、どうでしょうか。他に意見ありませんでしょうか。

農委1番委員 いいですか。

議長 はい。農委1番委員さん。

農委1番委員 1番です。前回のこの申請者さんと代理さんと、それから農業委員会との協議の中に参加させていただいたんですけども、今後気をつけないけんというところですけれども。要するに、不動産屋さんが絡んでいるわけですよね。彼らの知識をもっていけいでやってくる。今回の中でもかなり無謀な事を言っておりました。完全に農業委員会を馬鹿にしたような態度。「何でいけんのかね」と言う話や、そんなら「法面は要らんから法面は排除して中だけ農転してくれ」とか、訳の分からんことを平気で言ってくる。例に反したような不動産屋さんでしたですから、現実的に不動産屋さんが出てきてですね、我々が対応する必要性はないわけです、本来から言えばですね。持ち主さん、地主さんはですね、ただ単に売ってごしないやって言われて、人が良さそうなご高齢の奥さんでしたですから、「いいわね」みたいな話からスタートしているんですけども、不動産屋からしてみれば全部売って金にしたいというのが本音じゃないかなと思いますけれども。ちょっと和らげれば変な言い方ですけど、いい気になって話してくる。「500m²が上限ですよ」っと言っても、しつこくこう言ってくる。そんな感じでやってきておりまして、ちょっとあきれたわけですけれども、最終的には「何回持つて来たって却下しますよ」と言いました。委員会の基本的には500m²未満であれば、許可が出る可能性があると。別に許可をする義務はないんで、おかしい

と思えば却下すりやええわけですわ。ただ、なるべく持ち主さんの意向を重視したいというのが根源ですので、500m²っていうのも、これは上限でありまして決して500m²まで許可するという意味じゃないわけですわ。ただ、そこで妥協して400m²で持ってきたという状況でありますけれども、我々農業委員会もご相談を多分受けられるときはあると思いますけれども、「良いでしょう」とか「通るでしょう」とか、ああいうことはなるべく言われないほうがいいんじゃないかなと思います。今回も農林水産課ですね、「大丈夫でしょう」というような話からぐんぐん入ってくる。「言ったがね、あんたところは、町が許可したがね1回」というようなところで責め立てられたっていうケースもあって、向こうも高飛車に出てきておるというようなところがありましたんで、受けられる前に、事務局ですね、こういう事例があるということをご相談された上にですね、事務局に改めて申請に行ってもらうということのスタンスをとったほうが、恐らく「農業委員さんの誰々さんがいいって言いなったわね」というようなことを今後も平気でですね、言われる可能性があると、どうしても痛手を負いますから。そういうところに気を付けられたらな、というような話でした。

議長

他にございませんでしょうか。

(農委10番委員、挙手)

はい、農委10番さん。

農委10番委員 その他のところで聞こうかと思ったんですけど、今出ましたので、宅地転用の件でちょっと聞いてみたいと思うんです。

先月の定例会でも、宅地転用で一般住宅を500m²、農家で1,000m²という話が出ました。初めて聞いたもんで、そういうものかというふうには思ったんですけど、この500や1,000m²っていうのは、何か法律か何かで決めてあることなんでしょうか。あるいは昔から大山町はそういう申し合せをしておられたのか。

いつ頃からそういう基準が出来たのか。それからまた、ほかの町村の状況はどうなのかなと。私、初めて農業委員会に出てきましたので、その辺は分かる方で教えていただけたらと。それから、ちょっとその辺の申し合せ事項の、みんなが共有することじゃないかなと思って質問したいと思います。以上です。

議長

なら事務局、お願いいいたします。

事務局

あくまでも目安で、それで法律の何条に書いてあるとかっていうものではありません。ただ、もう今は記載されてないんですけども、許可の基準っていうのがあって、そこの中に、目安で一般住宅500m²、農家住宅1,000m²、これは鳥取県の農地転用の研修、職員を対象にした研修会ですとか、全国で転用の研修がある場合に示されていた数字です。今もその数字は動いています。基準は大山町についてはありません。他の市町村について、県内はちょっと分からなかつたんですけども、他の自治体でなんかないかなっていうふうに見たときに、市町村ごとに基準を書かれている、規定に書かれているものがあつたりですか、あと県庁のホームページに書かれているものがあつたりっていうところがありま

した。ですので、研修の中の資料に出てくる程度になっています、今は。状況としてはそんな感じで、いつからあったかっていうところですけども、ちょっとそこについては今わからないです。よろしかったでしょうか。

農委10番委員 なら、ここでは500m²、1,000m²というのが、一つの基準になっているということですね。

事務局 そうですね、はい。

農委10番委員 はい。分かりました。

議長 場所によりけりで、おおむねという言葉で対応をしていきたい。500m²だということでなしに、どげでも過ぎるわってことなら300だったら農作業も出来ないし、その場合は臨機応変での対応ということで、基準としての、おおむねという形で対応を500m²どがでもなけりやとか、オーバーしてはなりませんよってわけでもないし、その辺の融通性というか、現場においての協議は大事です。だけど今、事務局が言いましたように、地区の担当者が、「はい。任せてごせ」なんて言って「分かった、分かった。してあげるけ」なんてことは極端に言わないで協議をして、それから事務局と相談をしていただくということでお願いします。そうしないと、言ったがなっちゅう言葉が必ず出てきますので、それが1番難しいことになりますので、協力のほどよろしくお願いいいたします。

その他、なければ。

推委12番委員 すみません。

議長 はい。

推委12番委員 12番です。先ほど事務局のほうから、敷地境界、擁壁について説明いただきましたけれども、配置図のですね、南側、それから東側、図面で言いますと上と左側ですね、これ擁壁が入っておりません。敷地境界はどういう処理をするのか確認はとれましたですか。

事務局 はい。その2辺につきましては、畑地、農地の部分とフラットになるそうです。真砂土を入れるんですけども、転圧してフラットにするということでした。排水の流れにつきましては次のページに記載しているんですけども、当然農地のほうには入らない。これは傾斜をつけて、このように流すということでした。確認までを取りました。以上です。

議長 よろしいでしょうか。質問ございますでしょうか。

なければ、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、受理したので議決を求める。(詳細; 詳細は議案に明記) 事務局

からの説明は以上です。

議長 何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、番号1036番と1037番、これを除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 それでは農委7番さん（議事参与の制限のため外へ）ちょっと。

(農委7番委員、退室)

1036番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委7番委員、入室)

議長 推委3番委員さん、ちょっと（議事参与の制限のため）外へお願ひいたします。

(推委3番委員、退室)

1037番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。承認いたしました。

(推委3番委員、入室)

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。（詳細：詳細は議案に明記）事務局からの説明は以上になります。

議長 これについて、何かご質問ございませんでしょうか。

これについてですね、この初めのスタートのときに話をしました。これからこういうことについては、この紙ビルについても申し出もきちんとやっていこうやというような形で考えておりますので、この紙を利用してですね、いかにして対応していくかっていうのが大事なことじゃないかと思いますので、ご了承お願ひしたいと思っております。何かご質問があれば。ないようですか。なければ、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 報告事項について、後で読んでおいてください。報告事項のところで、何かその他のご質問ござりますでしょうか。

議長 なければ 7 番のほうに入りたいと思います。
次の定例会の日程でございますが、12月の10日、木曜日、午後3時から中山環境センターで行いますが、どうでしょうか。
異議なしということで、決定させていただきます。

議長 それから、その他について何か事務局でございますでしょうか。

事務局 【その他】
・農業者年金の研修について。
・農業委員会手帳の斡旋について。
・農地の適正な管理のチラシについて。

議長 そういうことで、いきたいと思っております。
他にございませんでしょうか。
なければ、11月の大山町定例農業委員会を終了させていただきます。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

小谷 恵

議事録署名委員

矢田 考志

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。